

住宅用火災警報器等の設置が義務化されます

住宅火災から大切な生命を守るために、平成16年6月に消防法が改正され、一般住宅にも『住宅用火災警報器』の設置が義務づけられることになりました。

本町でも火災予防条例を一部改正し、新築住宅は平成18年6月1日から義務化となり、またすでに建築済みの住宅についても、平成23年5月31日までに設置が義務づけられました。

し
よ
う
ぼ
う
の
広
場

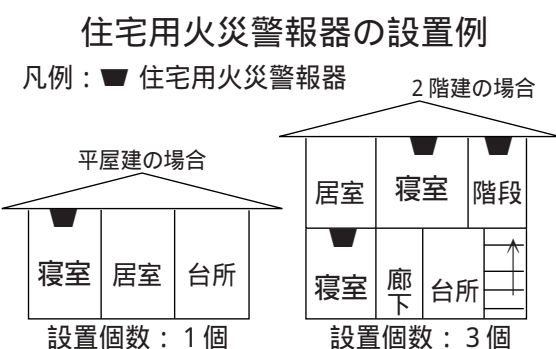
火災、救急、救助は…
119

◆なぜ火災警報器をつけることになったの？
住宅火災で亡くなった方のうち、7割の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。火災は一旦発生すると短時間に拡大するため、早期発見・通報・初期消火・避難をしないと手遅れになります。火災が起きないように日常から注意することが一番ですが、万が一火災が発生したときに備えて住宅用火災警報器



◆火災警報器ってなに？
火災警報器とは、部屋の天井などに取り付けることにより、火災による煙や熱などを自動的に感知して火災発生を警報音や音声・ブザーなどで知らせてくれるものです。

◆悪質な訪問販売には十分ご注意ください！
消火器と同様に悪質な訪問販売や点検をする者が出没す



を設置し、早く火災の発生を知ることが逃げ遅れを防ぐ大きなポイントとなります。
◆どこに付けばいいの？
○寝室
日常就寝に使われる部屋に設置します。子ども部屋やお年寄りの居室なども、就寝に使われている場合は設置対象となります。
○階段
就寝に使われている部屋が2階にある場合は、2階の階段の踊り場の天井または壁に設置します。

ロープブリッジ渡邊
村田 健一
(消防士)

はしご登はん
松山 憲隆
(消防副士長)

☆九州地区消防救助 技術指導会に出場
7月20日、長崎市で開催された救助大会に町消防本部から2名の選手が出場し、入賞を果たしました。

る恐れがありますので注意してください。
○悪質業者の例
・消防職員を装って販売する
・不当に高い価格で販売する
○お問い合わせ先
さつま町消防本部予防係
☎0119



7月の救急・火災情報

救 急		火 災	
◆出動件数	71件	◆出動件数	1件
◆運んだ人	66人	◆内 訳	
◆内 訳		林 野	1件
急 病	37件 36人		
交通事故	8件 5人		
その他	26件 25人		

消防一口メモ

「台風対策」 万全ですか？

台風は毎年のように来襲し、たくさん被害をもたらすとても怖いものです。できることなら避けたいものですが、自然に逆らうことは不可能です。
そこで台風被害を少しでも小さくするために、つぎのことに注意しましょう。
テレビ・ラジオなどの最新の気象情報に注意。
非常持ち出し品の確認や家の周りの整理をする。
危険を感じたら「無駄足覚悟で早めに避難」